

7

ご利用にあたっての確認・注意事項

利用 開始前

- 事業所を見学し、プログラムの内容や空き状況、送迎の有無等を確認しましょう。
- 備前市では、相談支援専門員についていただくことを推奨しています。利用サービスについて意向確認をした後に相談支援専門員の調整をさせていただきます。（※1）

受給者証 発行後

- 事業所から契約書および重要事項説明書を受けましょう。
- 児童発達支援管理責任者から、個別支援計画作成についての面談を受けましょう。
- 初回利用前に個別支援計画の内容について説明を受け、同意（署名）をしましょう。

更新時期

- 事業所が実施する評価（アセスメント）にご協力ください。
- 必要に応じて「サポートファイル備前」をご活用いただき、お子様の記録を残しておきましょう。
- 相談支援専門員やサービス提供事業所とサービスの継続が必要か検討しましょう。
- 受給者証の更新を希望する場合、市へ事前予約のうえ、面談のご協力をお願いします。

8

事業所一覧について

別紙をご参照ください。なお、事業所の詳細については各事業所までお問合せをお願いします。

このパンフレットに関するお問い合わせ・相談について

▶ 備前市保健福祉部 社会福祉課 障がい者福祉係

備前市東片上126番地

電話：0869－64－1824 FAX：0869－64－4094

障がい児通所支援事業 ご利用の手引き

1

障がい児通所支援とは？

児童の発達を支援するための療育の提供を目的としています。

児童発達支援

就学前の療育を必要とする児童に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

医療型児童発達支援

肢体不自由があり、機能訓練や医療的支援などを必要とする児童に、児童発達支援および治療を行います。

居宅型児童発達支援

重度の障がいがあり、外出が著しく困難な児童に対して自宅を訪問し、発達支援を行います。

放課後等デイサービス

就学中で授業終了後または夏休み等の休業日に支援を必要とする児童に、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。

保育所等訪問支援

保育所等に通う児童に、その施設を訪問して集団生活への適応のための支援などを行います。

2

障がい児相談支援とは？

相談支援専門員が、障がい児通所支援を利用する障がい児に対し、サービスの利用調整や利用状況の確認、サービスについての情報提供等の必要な支援を行い、児童の成長や社会に出てからの生活等、総合的な相談を受けることができます。また、障がい児支援利用計画案を作成し、定期的にサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

3

サービスの対象児童とは？

障害者手帳・医師の診断書等により、療育が必要と認められる児童

障がい児通所支援の利用の流れ

①相談・聞き取り調査（アセスメント）

サービス利用については、備前市役所社会福祉課へご相談ください。あわせて、事業所の見学をして、各事業所の特徴やプログラム内容、空き状況などを確認しましょう。

けんがく
見学

②必要書類の提出

しんせいしょ
申請書

- ・障がい児通所サービス受給申請書
- ・計画相談支援支給申請書
- ・届出書

③障がい児支援利用計画案の提出

相談支援専門員と支援契約を締結（※1）し、児童の様子や必要なサービス等について話合ったうえで、相談支援専門員が障がい児支援利用計画案を作成し、市に提出します。

④支給決定通知・受給者証の送付

障がい児支援利用計画案と聞き取り調査結果をもとに、支給決定を行います。※支給日数については、ご希望に添えない場合があります。また、更新時には利用状況等も勘案して支給決定を行います。

サービス提供事業所にて個別支援計画の作成 サービス利用開始

障がい児支援計画書や個別支援計画書をもとにサービスを利用します。同日に複数の事業所を利用したり、個別支援計画を作成する前のサービス利用はできません。

事業所の児童発達支援管理責任者が、保護者と面談の上、個別支援計画を作成します。サービス提供は個別支援計画に基づいて支援がなされるため、作成前のサービス利用はできません。

こべつ しえん けいかく
個別支援計画とは

利用者負担額について

サービス利用にかかる利用者負担額は、サービス提供に要した費用の1割（1回あたり1,000～2,500円程度）です。月あたりの負担額は世帯の所得に応じた負担上限月額までとなります。ただし、事業所により別途おやつ代や活動費等実費負担額がかかる場合があります。

区分	世帯の収入状況		上限月額
生活保護	生活保護世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般 1	市民税課税世帯 （所得割28万円未満）	通所施設	4,600円
		施設入所	9,300円
一般 2	上記以外		37,200円

世帯は、原則として住民基本台帳の世帯です。同一世帯員には、サービスを利用する児童の保護者が市民税所得割額は、支給期間の初月が①7月～翌年3月の場合は当該年度、4～6月の場合は前年度のものを確認します。

ようじきょういく
保育の無償化

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間、障がい児通所支援等の利用者負担が無償化されます。

こうがくしょう
高額障がい児
通所給付費

世帯で支払った負担額の合計が基準額を超えた場合、申請により一部が還付されます。

サービス利用開始後の手続きについて

利用開始後、下記に該当する場合は、市までご連絡ください。

- 支給決定期間満了に伴い、受給者証を更新する
- 受給者証の内容に変更（サービス追加等）がある
- 転居する

※複数の事業所や
きょうだいで利用
する場合

上限月額を超えて利用者負担を支払うことがないよう、事業所に上限管理を依頼する必要があります。原則として、最も多く利用する事業所に利用負担上限管理届出書を記入してもらい、市までご提出ください。